

令和6年度 第12回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年3月6日(木) 午後1時30分から午後2時01分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 13人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子		

(3) 欠席委員

霜 野 市 和

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 11人

小 林 義 博	井 上 和 夫	数 田 清 文
中 尾 美 昭	高 岡 一 平	塔 本 順 一
松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫	田 中 利 幸
岡 所 次 郎	登り山 正 嗣	

(5) 欠席委員

光 田 裕 次 北 條 一 宜

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第70号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第71号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第72号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第73号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第56号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第57号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第58号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の
報告について
- 報告第59号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第60号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第12回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において以倉孝弘委員、柳下清隆委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中13名でございます。また、農地利用最適化推進委員は11名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第60号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第48号から第50号についてご説明いたします。

まず、受付番号第48号は、申請地が東区石原町2丁で市街化調整区域内にあり、周辺は農道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は354平方メートルで現在耕うん済みの状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第49号は、申請地が南区大庭寺で市街化調整区域

内にあり、周辺は田、及び農道に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,189平方メートルで保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第50号は、申請地は東区高松で生産緑地地区内及び市街化調整区域内にあり、周辺は田、雑種地及び道路に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,195平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上3件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第70号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第5号をご説明いたします。

受付番号第5号は、自己転用するものです。申請人は金属加工業を営む法人の役員で、申請地は美原区菅生の畑1筆、面積は563平方メー

トル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、法人が現在使用する事業所内の資材置場が手狭となり、新たな置場が緊急に必要なため、都市計画法第29条の開発許可を受け、倉庫を建築するものです。

申請は令和7年2月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については敷地内の污水管から東側国道の公共下水管に接続します。雨水については開発区域内に会所を設置し、東側国道及び西側市道の側溝に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック1段を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第71号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第46号から第49号をご説明いたします。

まず、受付番号第46号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は大阪府松原市西野々2丁目に居住する古物商を営む個人で、申請地は美原区小平尾の畑1筆、面積は449平方メートル、市街化調整区域

の農地です。事業計画は、現在使用する事業所内の資材置場が手狭なため、別に所有する山林の隣接地である本申請地を購入し露天資材置場として一体利用するものです。

申請は令和7年2月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装のうえ敷地内に自然浸透及び北東側の道路側溝に放流する計画です。周囲には万能塀を設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第47号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が北区南花田町の社会福祉法人で、申請地は中区平井の畑1筆、面積は233平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、運営する特別養護老人ホームの職員用駐車場が不足しているため、施設から近距離にある申請地を取得し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年2月17日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装のうえ敷地内にU字溝を設置し、北側から河川に放流する計画です。周囲にはブロック1段積み of のうえネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第48号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区上之に居住する不動産業を営む個人で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,018平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、足場業を営む顧客から資材置場の要望があったため、申請地を取得し、露天資材置場を整備し賃貸するものです。

申請は令和7年2月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水について

は、整地のうえ、自然浸透及び敷地内に U 字溝を設置し西側道路の既設側溝より放流する計画です。周囲には、一部コンクリートブロック 2 段積み及び一部は既設コンクリートブロックを利用する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第 49 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区美木多上で宅地建物取引業を営む法人で、申請地は南区美木多上の田 3 筆、面積は合計 1,502 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在資材置場を顧客に賃貸しているが、資材の保管量の増加に伴い業務用車両のスペースが手狭となったため、申請地を取得し、露天駐車場として整備し賃貸するものです。

申請は令和 7 年 2 月 21 日、同日農業委員会受付となっております。農地区分は農地法施行規則第 46 条に該当し、第 2 種農地ですが、他の土地も検討した結果、代替性は無いものと判断されたものです。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、碎石敷のうえ自然浸透及び傾斜を利用し、申請地の北側及び南側の水利組合管理水路へ排水する計画です。周囲にはフェンス等設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決

定いたします。

続きまして、議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第72号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第237号から第268号をご説明いたします。

まず、受付番号第237号は、申請地は東区八下町1丁の田1筆、面積は1,411平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第238号は、申請地は美原区平尾の田1筆、面積は823平方メートルで、現在植木の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第239号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は604平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第240号は、申請地は東区日置荘原寺町の田1筆、面積は833平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第241号は、申請地は西区菱木3丁及び西区太平寺の田畑2筆、面積は合計1,410平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第242号は、申請地は南区泉田中の田5筆、面積は合計1,049平方メートルで、現在保全管理中、うね及び耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第243号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は876平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第244号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積

は1, 457平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第245号は、申請地は北区中村町の緑地（現況：畑）1筆、面積は955平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第246号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は191平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年9ヶ月です。

次に、受付番号第247号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は575平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第248号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は697平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第249号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は952平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第250号は、申請地は東区草尾の畑2筆、面積は合計1, 181平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第251号は、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は554平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年で、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第252号は、申請地は北区中村町の田2筆、面積は合計2, 048平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第253号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は1, 345平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第254号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積

は1, 477平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第255号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1, 636平方メートルで、現在野菜の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第256号は、申請地は北区野遠町の田2筆、面積は合計2, 212.57平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第257号は、申請地は東区北野田の田2筆、面積は合計2, 306平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第258号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は1, 611平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第259号は、申請地は美原区菅生の田3筆、面積は合計2, 098平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第260号は、申請地は美原区石原の田1筆、面積は1, 127平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第261号は、申請地は東区八下町2丁の田1筆、面積は485平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第262号は、申請地は西区太平寺の畑1筆、面積は290平方メートルで、現在うね及び耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第263号は、申請地は中区深阪1丁の田1筆、面積は1, 249平方メートルで、現在うねの状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第264号は、申請地は南區別所の田10筆、面積は合計2,786.7平方メートルで、現在観光農園の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は10年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第265号は、申請地は南區別所の田2筆、面積は合計852平方メートルで、現在観光農園の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は10年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第266号は、申請地は南區別所の畑8筆、面積は合計41,336平方メートルで、現在観光農園の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は10年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第267号は、申請地は南區別所の畑4筆、面積は合計4,643平方メートルで、現在観光農園の状態です。新規で使用する賃借による権利を設定し、期間は10年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第268号は、申請地は南區別所の田畑6筆、面積は合計15,220平方メートルで、現在観光農園の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は10年、解除条件付きの貸借です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

続きまして、議案第73号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第73号「農用地利用集積等促進計画の決定について

(農地中間管理事業分)」をご説明いたします。受付番号第269号から第275号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第269号は、申請地は南区富蔵の畑1筆、面積は1,390平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第270号は、申請地は中区陶器北の田1筆、面積は1,376平方メートルで、現在保全管理中の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第271号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計1,344平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ3年、農地中間管理機構から転借人へ1年2ヶ月です。

次に、受付番号第272号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は545平方メートルで、現在保全管理中の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第273号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は790平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第274号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,832平方メートルで、現在うね及び野菜の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

次に、受付番号第275号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑3筆、面積は合計1,918平方メートルで、現在うねの状態です。新規で賃借権

を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ5年、農地中間管理機構から転借人へ5年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告第56号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第60号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第56号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第60号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計5件を一括してご説明いたします。

まず、報告第56号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は11件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第57号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。内容につきまして

は記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第58号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は3件ございました。まず、受付番号第12号は申請地が美原区小寺の田1筆で、面積は1,034平方メートルのうち991平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。次に、受付番号第13号は申請地が南区美木多上の田1筆で、面積は537平方メートルのうち395平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。次に、受付番号第14号は申請地が北区中村町の田1筆で、面積は366平方メートル、離作補償はなしで、双方合意によるものです。

次に、報告第59号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は5件ございました。まず、受付番号第24号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第25号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第26号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第27号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第28号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第60号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第55号は、申請地が南區別所の田1筆で面積は70平方メートル、現況は倉庫、経過年数は40年以上、次に受付番号第56号は、申請地が南区大森の田1筆で面積は472平方メートル、現況は倉庫で経過年数は30年以上、いずれも非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分に

より、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第12回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第69号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第70号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第71号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第72号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第73号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第56号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第57号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第58号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第59号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第60号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会

長

北 尻 芳 厚

委

員

柳 下 清 隆

委

員

以 倉 孝 弘